

認定歯科衛生士審査委員会報告

委員長 島村和宏 副委員長 石井里加子

委員 石黒千代栄 熊谷美保 篠塚修 田中陽子 二宮静香 野杵明美
松岡陽子 水上美樹

～はじめに～

2020年8月18日現在、全国で379名の認定歯科衛生士及び90名の指導歯科衛生士が活躍しています。障害者歯科における認定歯科衛生士数は年々増加傾向にありますが、大都市圏に集中していたり、また認定歯科衛生士が存在していない県もあるなど、ばらつきがあるのが現状です。

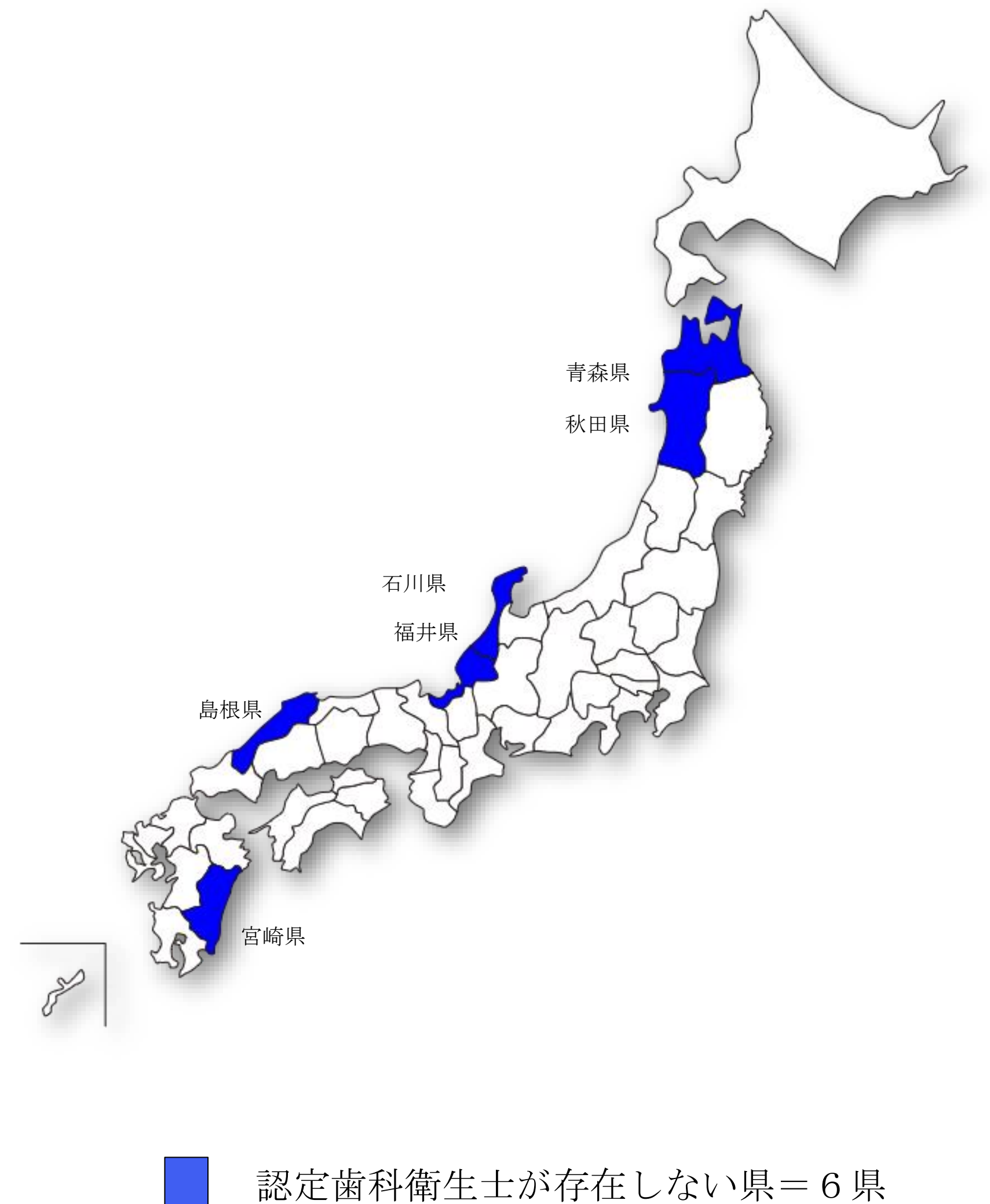
当委員会では、これから認定歯科衛生士の取得をめざす方への参考資料として、また、認定歯科医師におかれましては、障害者歯科保健に係る全国的な歯科衛生士の状況について理解を深めて頂けますよう認定歯科衛生士の現状について報告致します。また、認定歯科衛生士の申請及び更新に係る注意点等についてもお知らせいたします。

(1) 障害者歯科認定歯科衛生士の現状

～都道府県別の認定歯科衛生士、指導歯科衛生士数

地域	都道府県	認定歯科衛生士数(注1)	指導歯科衛生士数(注1)	日本障害者歯科学会 員数(歯科衛生士)(注2)	参考:日本障害者歯科学会 認定歯科医師数(注3)
北海道地方	北海道	4	2	15	48
	青森県			3	7
東北地方	岩手県	1		2	6
	宮城県	7	1	13	17
	秋田県			2	3
	山形県	1		4	4
	福島県	1		9	7
関東地方	茨城県	6		18	15
	栃木県	1		8	16
	群馬県	6	1	22	16
	埼玉県	14	2	68	41
	千葉県	12	2	47	69
	東京都	74	20	154	220
	神奈川県	34	8	108	107
	新潟県	7	1	18	27
中部地方	富山県	8		12	3
	石川県			2	2
	福井県			1	9
	山梨県	2		10	8
	長野県	3		7	15
	岐阜県	2	1	16	18
	静岡県	12	7	30	18
	愛知県	45	5	112	79
近畿地方	三重県	9	2	19	9
	滋賀県	1	1	5	6
	京都府	9	2	21	37
	大阪府	37	14	105	80
	兵庫県	12	4	49	57
	奈良県	2		15	15
	和歌山県	1		5	5
中国地方	鳥取県	1		2	2
	島根県			2	2
	岡山県	6		15	26
	広島県	9	3	24	35
四国地方	山口県	2	1	4	8
	徳島県	7		12	11
	香川県	5	1	14	12
	愛媛県	3		4	8
	高知県	1	1	6	6
九州地方	福岡県	13	5	44	76
	佐賀県	1		5	4
	長崎県	4	1	11	28
	熊本県	4	1	17	10
	大分県	3	3	5	3
	宮崎県			4	3
沖縄地方	鹿児島県	2		9	17
	沖縄県	7	1	18	28
合計		379	90	1,096	1,243

(注1) (一社) 日本障害者歯科学会HPより (2020年8月18日現在)
(注2) (一社) 日本障害者歯科学会会員数 (2017年12月31日現在)
(注3) (一社) 日本障害者歯科学会HPより (2020年4月14日現在)



2020年8月18日現在、認定歯科衛生士が存在しない県は 6県(青森県、秋田県、石川県、福井県、島根県、宮崎県)となっている。

(2) 認定申請・更新についてのご案内

「障害者歯科」認定歯科衛生士の取得をお考えの皆様へ

認定歯科衛生士・指導歯科衛生士の申請に際しては、日本障害者歯科学会認定歯科衛生士制度の各種申請書類コーナーにあるフローチャートを参考にしてください。

認定歯科衛生士の審査に2013年度より筆記試験が実施されておりますので、参考図書をご紹介します。

- 最新歯科衛生士教本障害者歯科第2版 (医歯薬出版)
- スペシャルニーズデンティストリー障害者歯科 第2版 (医歯薬出版)
- 歯科衛生士講座 障害者歯科学 (永末書店)
- 歯科衛生士のための摂食・嚥下リハビリテーション (医歯薬出版)



「認定歯科衛生士(障害者歯科)の審査と認定について」

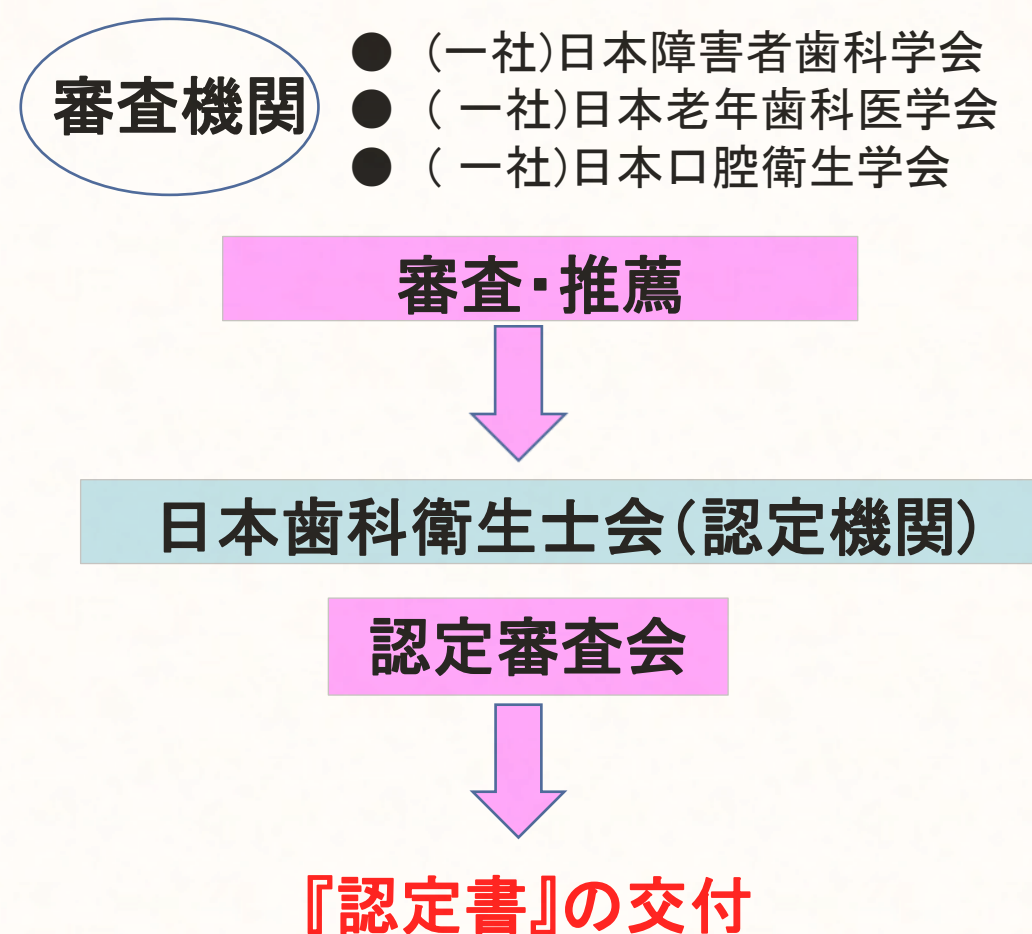
「障害者歯科分野」の認定歯科衛生士は、(一社)日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度の認定分野Bに属しており、(一社)日本障害者歯科学会との連携により特定する分野です。認定歯科衛生士の審査は(一社)日本障害者歯科学会が行い、日本歯科衛生士会(認定機関)へ推薦し認定する流れになります。

認定試験を受ける者は、(一社)日本障害者歯科学会が規定する条件を満たし受験する流れとなります。

★認定・更新に関しては、日本歯科衛生士会ホームページを参照して下さい。

- 認定については、(<http://www.jdha.or.jp/learning/ninteidh.html>)
- 更新については、(<http://www.jdha.or.jp/learning/flow.html>)

認定歯科衛生士と指導歯科衛生士の更新時の申請先・更新日は異なります。申請し忘れないようにご注意ください。



(3) 指導歯科衛生士更新要件の改正と注意点について

- 認定歯科衛生士の更新申請先→(一社)日本歯科衛生士会
- 指導歯科衛生士の更新申請先→(一社)日本障害者歯科学会

認定歯科衛生士審査制度規則および施行細則の一部改正により、下線部分が2020年以降は必須となります。

【施行細則第15条第2項】

2. 更新に必要な単位数とは、施行細則別表の区分(1),(2)の合計が20単位以上、(5)の臨床経験症例区分が3単位以上で合計単位数が30単位以上とし、合計単位には施行細則別表の区分(3)障害者歯科に関する研究に該当する学術大会での発表または論文掲載の実績2回以上(共同発表・共同著者を含む)が含まれていなければならない。

なお、本学会にて指導歯科衛生士資格の更新認定がされても、認定歯科衛生士資格の更新はなされません。認定歯科衛生士資格の更新は、別途、公益社団法人日本歯科衛生士会にて行ってください。認定歯科衛生士資格が喪失となった場合には、本学会指導歯科衛生士も失効となります。認定更新に関する情報は、日本障害者歯科学会及び日本歯科衛生士会ホームページにてご確認をお願いします。